

○一般財団法人高知縣市町村職員互助会退職福祉部規程

(平成 25 年 3 月 7 日高互規程第 10 号)

改正 平成 26 年 3 月 6 日高互規程第 1 号 平成 27 年 3 月 19 日高互規程第 1 号

令和 2 年 3 月 6 日高互規程第 1 号 令和 5 年 6 月 23 日高互規程第 4 号

令和 6 年 2 月 27 日高互規程第 1 号 令和 7 年 2 月 25 日高互規程第 1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人高知縣市町村職員互助会定款（以下「定款」という。）第 4 条第 3 号の規定に基づき、退職会員の福祉の増進と生活の安定向上を図るため「退職福祉部」（以下「部」という。）をおくことを目的とし、あわせて、これに必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 この部は次の会員を以って構成する。

- (1) 現職会員 定款第 46 条で定められた会員及び高知市の職員（高知縣市町村職員共済組合の組合員または公立学校共済組合高知支部の組合員のうち市町村職員と同等の給与体系の下にある者に限る。）のうち 35 才以上の者（会計年度任用職員、短時間勤務職員及び再任用職員等の任期の定めがある職員（特別職を除く。）を除く。）で、この部の会員となった者をいう。
- (2) 退職会員 現職会員の資格を喪失後、引き続きこの規程の適用を受ける者をいう。
- (3) 配偶者現職会員 現職会員の配偶者で、この部の会員となった者をいう。
- (4) 配偶者退職会員 配偶者現職会員の資格を取得した者で、現職会員が資格喪失（死亡退職を含む。）後、引き続きこの規程の適用を受ける者をいう。

(事業)

第 3 条 この部が行う事業は、退職会員及び配偶者退職会員に対する次の各号の事業とする。

- (1) 医療費等に対する給付事業
 - (2) 厚生事業に関する助成事業
- (現職会員等の資格の得喪及び中断)

第 4 条 現職会員としての資格は、35 才に達した日（中途採用者で 35 才以上の者を含む。）の翌年度の 4 月 1 日から取得することができる。ただし、4 月 1 日採用者で 35 歳以上の者は、当該年度の 4 月 1 日から現職会員としての資格を取得することができる。

2 配偶者現職会員としての資格は、前項の現職会員の資格取得時、又は現職会員が資格取得後、有配偶者となった日の属する月から取得することができる。

- 3 定款第 46 条で定められた 35 才以上の会員又はその配偶者におけるこの部の未加入者で現職会員又は配偶者現職会員の資格の取得を希望する者は、希望する日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日より、定年による退職が適用される者については 60 歳に到達する年度の末日までに、定年による退職が適用されない者については市町村等を退職する日までに、現職会員又は配偶者現職会員の資格を取得することができる。
- 4 現職会員が 45 才未満で退職又は 45 才以上で市町村共済組合以外の共済組合（国家公務員・地方公務員・公共企業体等の職員が加入する共済組合をいう。）の組合員となったときは、その翌日から現職会員の資格を喪失する。
- 5 現職会員が 45 歳以上で死亡したとき、また死亡した現職会員の配偶者現職会員が第 5 条第 2 項の資格を希望しないときは、その翌日から現職会員または配偶者現職会員の資格を喪失する。
- 6 配偶者現職会員が死亡したとき又は配偶者でなくなったときは、その翌日から配偶者現職会員の資格を喪失する。
- 7 退職までの間に身体障害者福祉法（昭和 24 年法律 283 号）並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号、以下「被爆者援護法」等という）に定める医療の適用を受けることとなった現職会員及び配偶者現職会員が、それぞれ他の法律の適用を受けることを理由としてこの部を脱退することを希望したときは、届出の日の翌日から現職会員又は配偶者現職会員の資格を喪失することができる。
- 8 現職会員である間において、退職による出向（出向期間が限定している場合に限る。）を命じられた場合、その出向期間の間、現職会員の資格を中断することができる。なお、その現職会員の配偶者現職会員についても同様とする。
（退職会員等の資格の得喪及び中断）

第 5 条 現職会員及び配偶者現職会員の資格を有する者は、現職会員のうち定年による退職が適用される者については、60 歳に到達する年度の末日の翌日、または現職会員が 60 歳に到達する年度の末日より前に市町村等を退職した場合はその退職した日の翌日から第 13 条の条件を具備することによって、現職会員及び配偶者現職会員の資格を喪失し、退職会員及び配偶者退職会員の資格を取得することができる。また、現職会員のうち定年による退職が適用されない者については、市町村等を退職した日の翌日から第 13 条の条件を具備することによって、現職会員及び配偶者現職会員の資格を喪失し、退職会員及び配偶者退職会員の資格を取得することができる。

- 2 現職会員が 45 才以上で死亡し、その配偶者現職会員が第 15 条の適用を受けることなく、配偶者退職会員を希望するときは、第 13 条第 5 号の条件を具備することによって、その資格を取得することができる。
- 3 退職会員又は配偶者退職会員が死亡したときは、死亡の日の翌日からその資格を喪失する。また、配偶者退職会員が配偶者でなくなったときは、翌日からその資格を喪失する。

- 4 第1項及び第2項により資格を取得した者がその日以降再び市町村等の職員(特別職を含む。)となったとき、若しくは地方公務員等共済組合法等に基づく共済組合、または公共企業体等の職員が加入する共済組合の組合員の間、この規程による事業(第6条第3号の給付及び第7条第1号の助成金を除く。)の適用を受ける権利は中断する。

第2章 事業

(給付事業の種類)

第6条 この規程による給付事業は次のとおりとする。

- (1) 医療費補助金
- (2) 配偶者医療費補助金
- (3) 弔慰金

(厚生事業の種類)

第7条 この規程による厚生事業は次のとおりとする。

- (1) 短期人間ドック利用助成金
- (2) 施設利用助成金
- (3) 国内外研修旅行助成金

(医療費補助金及び配偶者医療費補助金)

第8条 退職会員が病気又は負傷によって療養を受けたときは、医療費補助金を支給する。

- 2 配偶者退職会員が病気又は負傷によって療養を受けたときは、配偶者医療費補助金を支給する。
- 3 第1項に規定する額は、医療費総額(当該医療機関が保険医療機関及び保険医療担当規則に基づく診療の報酬として受けるべき額をいう。)から国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等(介護保険法は除く。)による公費負担額を控除した自己負担額(附加給付等がある場合は、更にその額を控除する。)が1ヶ月1件につき5,000円を超えるときに給付するものとし、その超える金額を給付基準額とする。給付額はその給付基準額に給付率を乗じて得た金額とする。
- 4 第2項に規定する額は、前項の自己負担額が6,000円を超えるときに給付するものとし、その超える金額を給付基準額とする。給付額はその給付基準額に給付率を乗じて得た金額とする。
- 5 前2項に規定する自己負担額は、72,300円までの金額とし、給付基準額は500円からとする。
- 6 第3項及び第4項に規定する給付率は、第22条において決定する。
- 7 第3項及び第4項の金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。

(弔慰金)

第9条 退職会員及び配偶者退職会員が死亡したときは次の各号に掲げる金額を弔慰金として支給する。

(1) 退職会員が死亡したときは、30,000 円を支給するただし、その会員が退職会員となってから1年以内の死亡の場合にあつては100,000 円、2年以内の死亡の場合にあつては50,000 円とする。

(2) 配偶者退職会員が死亡したときは、20,000 円を支給する。

(短期人間ドック利用助成金)

第10条 退職会員及び配偶者退職会員が、この事業の指定する実施機関で短期人間ドックを利用するとき、退職会員については17,600 円、配偶者退職会員については9,900 円の金額を助成する。

(施設利用助成金)

第11条 退職会員及び配偶者退職会員がこの事業の指定する保養宿泊施設を利用したときは、1泊2,000 円の範囲内で助成する。ただし、連続して7泊を超える利用については、7泊を限度として助成する。

(国内外研修旅行助成金)

第12条 退職会員及び配偶者退職会員が旅行日程4日以上、旅行経費一人当たり60,000 円以上で国内外研修旅行（在住都道府県内を除く）をしたとき、退職会員10,000 円、配偶者退職会員は5,000 円の金額を助成する。ただし、支払年度を含む3年度の間は助成の対象とならないものとする。

第3章 掛金及び返還金

(掛金)

第13条 現職会員は、その資格を取得した日の属する月から300月の間、標準報酬月額 $\times \frac{4}{1000}$ に相当する金額（1円未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）を掛金として毎月所属所長を経て（以下同じ。）納入しなければならない。ただし、産前産後休業期間中または育児休業期間中の掛金については中断とする。

2 配偶者現職会員は、その資格を取得した日の属する月から300月の間、現職会員の標準報酬月額 $\times \frac{2}{1000}$ を乗じた額を、前項の掛金に加算して毎月納入しなければならない。

3 会員のうち夫婦がともに現職会員であつて、定年による退職が適用される者については、その一方が60歳に到達する年度の末日又は60歳に到達する年度末より前に退職した場合は退職の日までに、定年による退職が適用されない者については、市町村等を退職した日までに、この規程の適用を受ける配偶者現職会員を希望するときは、その届出の日の属する月における現職会員の標準報酬月額 $\times \frac{2}{1000}$ に現職会員の資格取得時（資格取得時に有配偶者の場合）或いは有配偶者となった月からその届出の日の属する月までの月数を乗じた金額を配偶者加算金として、届出の日以降1月以内に一括納入しなければならない。

- 4 現職会員のうち定年による退職が適用される者については、60 歳に到達する年度の末日又は 60 歳に到達する年度末より前に退職した場合は退職した日において、定年が適用されない者については、市町村等を退職した日において、その納入した掛金が 300 月に達していないときは、掛金の基礎となる最終標準報酬月額へ現職会員は 4/1000、配偶者現職会員は 2/1000 を乗じた額にそれぞれの残余月数を乗じて得た金額を退職の日から 1 月以内に納入しなければならない。
- 5 第 5 条第 2 項に規定する配偶者退職会員は、その事由の発生した日の属する月において納めた掛金が 300 月に達していないときは、現職会員の掛金の基礎となる最終標準報酬月額へ 2/1000 を乗じた額に、配偶者現職会員の残余月数を乗じて得た金額を、その届出の日から 1 月以内に一括納入しなければならない。
- 6 第 4 条第 3 項により、この部の資格を取得した者の掛金については、届出の日の属する年度の翌年度 4 月より納入を開始することとし、その納入月の標準報酬月額を基礎として算出することとする。また、退職時にこの部の加入を希望する者は、退職日の翌日の属する月の前月の標準報酬月額により、退職の日から 1 月以内に 300 月の掛金を一括納入しなければならない。

(掛金の徴収方法)

第 14 条 前条第 1 項及び第 2 項に規定する掛金の徴収については、喪失日の属する月の前月までとし、徴収方法については高知縣市町村職員共済組合の例による。

(返還一時金)

第 15 条 第 4 条第 4 項から第 6 項に掲げる事由が生じ、その資格を喪失した場合は、最終掛金の基礎となる標準報酬月額の 7/10 に掛金率を乗じ、掛金納入月数を乗じて得た金額を返還する。

2 現職会員のうち、夫婦がともに現職会員である者が、退職の日までに一方の現職会員の配偶者現職会員を希望するときは、その配偶者現職会員となる者の標準報酬月額（その届出の日の属する月の掛金の基礎額）の 7/10 に掛金率を乗じた額に掛金納入月数を乗じて得た金額を返還する。

3 第 4 条第 7 項の規定によりその資格を喪失するときは、脱退月の標準報酬月額の 7/10 に掛金率を乗じ、掛金納入月数を乗じて得た金額を返還する。

4 第 1 項に定める返還一時金は、その事由が発生した日から満 2 年をもって消滅する。

(特別会計の設置)

第 16 条 この部の経理は特別会計において行い、その特定目的を明確にするとともに管理する財産の確実かつ効率的な運用について、つねに留意しなければならない。

第 4 章 雑則

(支給の決定)

第 17 条 この事業の支給の決定は、理事長がこれを行う。

(請求権の主体)

第 18 条 この部の給付事業及び厚生事業の請求は、退職会員に配偶者退職会員が有る場合は退職会員が行い、配偶者退職会員に退職会員が無い場合は配偶者退職会員が行う。また、そのいずれも無い場合は、その遺族が行う。

(支給の制限)

第 19 条 この規程により支給を受ける者が、故意又は重大な過失によりこれが生じたときは、この全部又は一部を支給しない。

(不正受給者の措置)

第 20 条 この規程による支給を受けることができる者が、不正な方法を以ってこれを受けたときは、当該費用の返還をさせるとともに、理事長は理事会に諮り、この事業が行うすべての受給資格を取り消すことができる。

2 前項により、その資格の取り消しを受けた者が納入した掛金は返還しない。

(権利の発生と消滅)

第 21 条 給付事業及び厚生事業の請求の権利は、その原因である事実が発生した日から生じ、満 2 年を以って消滅する。ただし、第 7 条第 3 号については、最終旅行日を基準として 60 日以内の請求によるものとする。

(費用の調整)

第 22 条 理事長は、掛金及び事業に要する費用の調整について、少なくとも 5 年毎に再計算を行い、必要があれば費用の調整及び事業の見直しを行い、評議員会及び理事会の議決及び承認を経なければならない。

(事業の廃止)

第 23 条 この事業を廃止しようとするときは、精算に関する規程をつくり、評議員会の議決を経なければならない。

(補足)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、定款附則第 1 項に定める設立の登記の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 6 日高互規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 19 日高互規程第 1 号)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

2 平成 27 年 9 月 30 日以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 6 日高互規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正については、令和2年4月1日より適用する。

附 則(令和5年6月23日高互規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年2月27日高互規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日より適用する。なお、第10条について、令和6年3月31日以前の短期人間ドック受診分に対する助成金額は、なお、従前の例による。

附 則(令和7年2月25日高互規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日より適用する。